座間味村キャッシュレス決済手数料補助金交付要綱

令和5年6月29日 要綱第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、キャッシュレス化による村内経済の活性化、また、海外からの消費 喚起を図るため、キャッシュレスやインバウンドに対応する整備を行い、誘客を図ることを目的とした取組におけるキャッシュレス決済を実施する者に対し、座間味村キャッシュレス決済手数料補助金(以下「決済手数料補助金」という。)の予算の範囲内において交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) キャッシュレス決済 クレジットカードでの決済等、現金を使用しない決済方 法をいう。

(補助対象者)

- 第3条 決済手数料補助金の交付の対象となる者は、事業所のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 座間味村内に事業を有すること。
 - (2) 店舗において消費者と対面で金銭の授受を行っていること。
 - (3) 村税等の滞納がないこと。
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122 号)第2条に規定する事業を営む者でないこと。
 - (5) 政治又は宗教を目的とするものでないこと。
 - (6) 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律第2条第2号(平成3年法律第77号)に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

(補助対象経費、補助率等)

第4条 決済手数料補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、 補助率、補助金額の上限額及び補助対象期間は、別表のとおりとする。

(端数処理)

第5条 決済手数料補助金の額の決定に当たっては、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

- 第6条 決済手数料補助金の交付を受けようとする者は、村長に対し、令和6年2月末日(以下「申請期限」という。)までに、座間味村キャッシュレス決済手数料補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、申請しなければならない。ただし、村長が特別な事情があると認める場合は、申請期限を延長することができる。
 - (1)座間味村キャッシュレス決済手数料補助金の申請に関する誓約書(第2号様式)
 - (2) 補助対象経費明細書(第3号様式)
 - (3) 支払の根拠となる資料(領収書(写)等)
 - (4) 個人事業主にあっては、事業を実施していることが分かる資料(直近の確定申告書(写)等)
 - (5) 申請者本人の身分を証明する書類(個人事業主の場合は運転免許証等、法人の場合は登記簿謄本等)
 - (6) 事業所及び店舗の所在地が確認できる書類(直近の確定申告書(写)等)
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、先着順で受け付けることとし、村長は、申請された 補助金の額が予算額を超えるときは、申請期限以前であっても申請の受付をしないことができる。

(交付決定及び通知)

- 第7条 村長は、前条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、その適否を決定しなければならない。
- 2 前項の規定により決済手数料補助金を交付することを決定したときは、座間味村キャッシュレス決済手数料補助金交付決定通知書(第4号様式)により、速やかに申請者に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により決済手数料補助金を交付しないことを決定したときは、座間味 村キャッシュレス決済手数料補助金不交付決定通知書(第5号様式)により、速やか に申請者に通知しなければならない。

(実績報告及び補助金額の確定)

第8条 実績報告及び補助金額の確定通知については、第6条の規定による交付申請 及び前条の規定による交付の決定の通知をもってなされたものとみなす。

(請求及び交付)

- 第9条 第7条第2項の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに座間味村キャッシュレス決済手数料補助金交付請求書(第6号様式) により、村長に対し、決済手数料補助金の交付を請求しなければならない。
- 2 村長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに当該請求に基づき、 決済 手数料補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第 10 条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、 決済 手数料補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により決済手数料補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 第3条の要件に該当しないことが判明したとき。
 - (3) 別表に定める補助対象経費とならないものに該当することが判明したとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、村長が決済手数料補助金の交付が不適切であると認めたとき。
- 2 村長は、前項の取消しをしたときは、座間味村キャッシュレス決済手数料補助金 交付決定取消通知書(第7号様式)により、当該取消しを受けた交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 村長は、前条の規定により決済手数料補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金が交付されているときは、当該補助金の交付の決定の取消しを受けた者に対し、座間味村キャッシュレス決済手数料費補助金返還命令書(第8号様式)により、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の補助金額(1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。)の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理)

第 12 条 決済手数料補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る経理についてその 収支事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を当該補助金 の交付を受けた年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(雑則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、決済手数料補助金の交付に関し必要な事項は、 村長が定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。 (この要綱の 失効) 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第4条関係)

補助対象経費	キャッシュレス決済事業者に払う決済手数料		
	※補助対象費とならないもの		
	・QR 決済手数料		
	・消費税及び地方消費税額		
	・登録手数料及び工事手数料		
	・国、県又はその他の機関の補助を受けるもの		
	・決済事業者の割引等により支払いが生じていないもの		
上 山 	100%		
補助率 	※但し、第6条第2項に定める予算を超える分は補助しない		
は 明 / 佐の 1.7月佐	無し		
補助金額の上限額	※但し、予算額に達しだい終了とする。		
補助対象期間	令和5年8月1日から令和5年10月31日まで		
	※但し、入金は支払月の次月以降になる為、利用明細においては		
	9月から11月分とするが、予算の上限に達しない場合は補助期		
	間を令和6年2月末日まで延長出来ることとする。		

座間味村長 殿

申請者住所氏名電話番号

(法人の場合は、所在地、法人名及び代表者名)

座間味村キャッシュレス決済手数料補助金交付申請書

座間味村キャッシュレス決済手数料補助金交付要綱第6条の第1項の規定に基づき、 下記のとおり申請します。

記

補助事業の名称	キャッシュレス決済手数料補助金推進事業 (キャッシュレス決済手数料補助)	
補助対象経費 (支払った手数料)	円	
補助金交付申請額(※1)	円	
添付書類	□補助対象経費明細書(第2号様式) □支払いの根拠となる資料(領収書(写)等) □個人事業主は事業を実施していることが分かる資料(直近の確定申告書(写)等) □申請者本人の身分を証明する書類(個人事業主の場合は運天免許証等、帆人の場合は登記簿謄本等) □事業所及び店舗の所在地が確認できる書類(直近の確定申告書(写)等) □その他村長が必要と認める書類	

(※1) 交付申請額においては1,000円未満の端数切捨てとする。

第2号様式(第6条関係)

座間味村キャッシュレス決済手数料補助金の申請に関する誓約書

座間味村キャッシュレス決済手数料補助金(以下「決済手数料補助金」という。)の 申請にあたり以下のことを誓約します。

- 1 沖縄県暴力団排除条例(平成23年沖縄県条例第9号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有しているものでなく、村長が必要と認める場合には、村長が警察へ照会することに同意します。
- 2 決済手数料補助金に係る同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けて おりません。
- 3 決済手数料補助金の申請等に係る個人情報の取扱いについては、不正行為等の把握 及び防止、データの分析、村の行うキャッシュレス決済推進事業に必要な調査等のた め、村が利用することに同意します。
- 4 決済手数料補助金の交付事務に必要な内容に関し、村が税等資料を閲覧することに同意します。
- 5 全各行の制約事項及び申請書の内容に虚偽や不正があった場合の他、交付要件を満たしていないことが判明した場合は、決済手数料補助金の申請を取り下げます。また、 決済手数料補助金交付後に発覚した場合には、村に対して交付を受けた決済手数料補助金の全額を返還いたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名(自署)

(EII)

(法人の場合は、所在地、法人名及び代表者名)

補助対象経費明細書

(単位:円)

決済月	決済手数料			決済事業者名
	(税抜き金額)	内	交付申請経費	
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
交付申請(補助対象経費)経費合計				

- ※ 消費税は補助の対象とならないため、税抜き価格を記入すること。
- ※ 上記に記入した支払いの根拠となる資料(領収書(写)等)を添付し提出ること。
- ※ 記入欄が足りない場合は、適宜、追加して記入すること。

様

座間味村長

座間味村キャッシュレス決済手数料補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったキャッシュレス決済手数料補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので、座間味村キャッシュレス決済手数料補助金要綱第7条の規定により通知します。

補 助 事 業 の 名 称	キャッシュレス決済推進事業 (キャッシュレス決済手数料補助)
申 請 者 名	
交 付 決 定 額	円

様

座間味村長

座間味村キャッシュレス決済手数料補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったキャッシュレス決済手数料補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので、座間味村キャッシュレス決済手数料補助金要綱第7条の規定により通知します。

補 助 事 業 の 名 称	キャッシュレス決済推進事業 (キャッシュレス決済手数料補助)
申 請 者 名	
不 交 付 の 理 由	

令和 年 月 日

座間味村長 様

申請者住所氏名電話番号

(法人の場合は、所在地、法人名及び代表者名)

座間味村キャッシュレス決済手数料補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

補 助 事 業 の 名 称	キャッシュレス決済推進事業 (キャッシュレス決済手数料補助)
交 付 請 求 金 額	円

振込先	金融機関名	銀行 店
	口座番号	当座 普通
	(フリガナ)	
	口座名義人	

- ※ 口座名義人は申請者と同一であるものに限ります。
- ※ 振込先の銀行名・支店名・口座番号のわかるもの(通帳等)の写しを添付してく ださい。

様

座間味村長

座間味村キャッシュレス決済手数料補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付けで第 号で交付決定した補助金事業について、次の とおり取消しを決定しましたので、座間味村キャッシュレス決済手数料補助金要綱第 10条の規定により通知します。

補 助 事 業 の 名 称	キャッシュレス決済推進事業 (キャッシュレス決済手数料補助)
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 事 由	

様

座間味村長

座間味村キャッシュレス決済手数料補助金返還命令書

座間味村キャッシュレス決済手数料補助金要綱第 11 条の規定により下記のとおり 返還を命じます。

返	還	金	額		円
返	還	期	限		
返	還	理	由		
返	還	方	法		
補助事業の名称			<u> </u>	キャッシュレス決済推進事業 (キャッシュレス決済手数料補助)	
補助金の交付決定金額			金額		円